

日ブラジル外交関係樹立120周年外務大臣表彰候補者推薦要領

1. 推薦対象者

「外務大臣表彰規定」第3条のいずれかに該当する特に顕著な功績があり、かつ国民の模範と認められる個人。

「外務大臣表彰規定第3条」

第3条 表彰は、次の各号の一に該当して特に顕著な功績があり、国民の模範と認められるものに対して行う。

- (1) 諸外国との相互理解及び友好親善の促進に貢献したものの
- (2) 経済、技術協力等国際協力の推進に貢献したものの
- (3) 対外経済の発展に貢献した者の
- (4) 国際連合等国際機関の活動に貢献したものの
- (5) 広報・文化事業の振興に貢献したものの
- (6) 領事、移住業務の遂行に貢献したものの
- (7) その他対外関係を通じ国益の増進に貢献したものの

2. 基準

(1) 推薦基準年数

功績適用条項に該当する日伯両国で各種日伯交流を通じて、日伯間の相互理解及び友好親善の促進に貢献した活動に継続性があり、かつ、関与年数が2015年11月段階において5年以上あること。なお、個人推薦に当たり、「5年」の年数要件を満たすための複数団体における功績の寄せ集めは基本的に年数要件を満たさないものとして取り扱う。

(2) 日ブラジル外交関係樹立120周年を記念する外務大臣表彰としての趣旨に鑑み、以下の特別基準を設ける。

- (ア) 選考対象を絞る目的で原則70歳以上を対象とする。但し、特段の功績がありかつ今後の友好関係の発展への貢献が大いに期待される者に限り、例外的に、40歳～69歳の者も対象とする。
- (イ) 対象は日系人・邦人に限ることなく、非日系人を含める。
- (ウ) 日系人については地域間のバランスを考慮する。

3. 推薦不適格者

- (1) わが国からの勲章（褒章）受章者、既外務大臣表彰受賞者。
- (2) 表彰の対象となる功績年数が5年未満の者。
- (3) 功績内容が必ずしも個人のそれとは言い難い場合。
例…本邦進出企業による企業活動（＝商業目的）経歴等。
- (4) 刑罰・行政処分・不祥事等事案に直接または間接的に関係し、その処分終了日または処分に関する報道から一定期間が経過しておらず、一部の者から何らかの反感や批判を受けている事実や疑いがある場合。

4. 文協への提出期限

5月29日（金）までに以下のE-mailアドレスへファイルを添付してお送りください。まずようよろしくお願ひ致します。

secadm@bunkyo.org.br または roberto.nishio@uol.com.br

5. 外務大臣表彰「個人」調書記入上の注意点

(1) 氏名

- ・本名を必ず記載すること（通常芸名、通称等を使用している候補者である場合も、必ず記載する）
- ・漢字は戸籍の文字により記入。
- ・芸名や通称等を使用している候補者の場合、その芸名、通称名の日本語表記、アルファベット表記について記載する。
- ・外国人（中国・韓国人を除く）は、「カタカナ」及びアルファベットで記入。ミドル・ネームは省略または頭文字のイニシャルでも可。
- ・姓部分に下線を引く。

(2) 現住所

- ・日本語及びポルトガル語語表記で記入する。市区町村名までを記載する。州名も記入する。

(3) 主要経歴

- ・主なものを1～4程度挙げる。

(4) 栄典環境

- ・在外公館長受賞歴の有無、ある場合には種類と受賞年について記載する。
- ・その他の表彰歴、叙勲歴についても、ある場合は、その受賞年月と賞（章）の名称を記入。
- ・ない場合は、「無」と記入。
- ・刑罰・不祥事等については、インターネット等を利用し、過去数年の報道等を必ず確認の上調書に記入する。特に該当する報道等無い場合は「無」と記入。

(5) 現在の職業・役職名等

- ・推薦理由に直接結びつく役職名がある場合、必ず記入。その他の肩書きを有する場合、主要なものを記入。また、英訳も必ず記入する。

(6) 職歴、活動経歴、功績内容

- ・審査の際の重要な材料となるので、正確に記述する。
- ・特に最終役職ポストを退いている場合、「元」または「前」の区分を明確にすること。
例1：元〇〇会会長（候補者がその職を退いた後、複数名がその職に就いている場合）
例2：前〇〇会会長（候補者の後任者が現職である場合）（了）